会津若松市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（案）についてご意見をお寄せください。
～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

誰もが生きがいを持って、安心して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現に向け「会津若松市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（案）」を取りまとめましたので、広く意見を募集します。ご意見のある方は、下記により提出してください。

１　募集期間

令和８年11月24日（火）から令和８年12月23日（水）まで（最終日午後４時30分必着）

２　意見を提出できる方

⑴　市の区域内に住所を有する方
⑵　市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
⑶　市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
⑷　市の区域内にある学校に在学する方

３　意見の提出方法

別紙「会津若松市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（案）に対する意見書」に記入のうえ、直接持参するか、郵送、ＦＡＸ、電子メールにより、高齢福祉課に提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、年齢、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

【提出先】　会津若松市健康福祉部高齢福祉課（本庁舎２階）
〒965-8601　会津若松市東栄町３番46号　会津若松市役所　高齢福祉課
FAX　0242-39-1431（課専用）
電子メール　korei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

４　留意事項

・　意見内容の確認が必要な場合、市から連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
・　匿名や電話での意見の提出は受け付けできません。
・　提出していただいた書面等はお返しできません。
・　個々の意見に対し、直接回答はいたしませんのでご了承ください。
・　お寄せいただいたご意見は公表する場合がありますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

５　閲覧場所

・　内容は、高齢福祉課、市政・観光情報コーナー、市民協働プラザ、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター（會津稽古堂）、市のホームページで見ることができます。
・　各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前９時00分から午後４時30分までです。ただし、市政・観光情報コーナー及び市民協働プラザは土日、祝日を除く午前８時30分から午後５時まで、生涯学習総合センター（會津稽古堂）での閲覧時間は、休館日を除く毎日午前９時00分から午後５時00分までです。

問い合わせ先：会津若松市健康福祉部高齢福祉課
介護保険管理グループ（電話 0242-39-1242）